

都市計画法第6条の2に規定する  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

# 石巻広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(案)

～災害に強い都市構造への転換と

多極ネットワーク型集約都市構造の形成～

平成28年 月  
宮 城 県

# 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 【 目 次 】

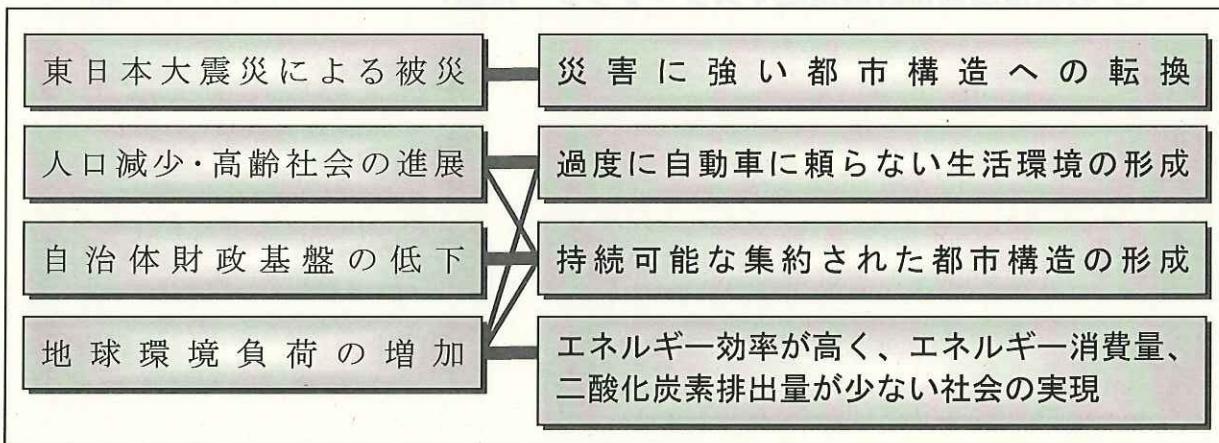
<b>序 見直しに当たっての基本的な考え方</b>	1
<b>1 都市計画の目標</b>	3
(1) 基本的事項	3
① 目標年次	3
② 都市計画区域の範囲及び規模	3
(2) 都市づくりの基本理念	3
① 都市づくりの基本理念	3
② 都市づくりの基本方針	4
③ 主たる市街地の方針	5
④ 社会的課題への都市計画としての対応	7
<b>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</b>	9
(1) 区域区分の決定の有無	9
(2) 区域区分の方針	9
① 人口の規模	9
② 産業の規模	9
③ 市街化区域のおおむねの規模及び 現行の市街化区域との関係	10
<b>3 主要な都市計画の決定の方針</b>	12
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	12
① 主要用途の配置の方針	12
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	21
③ 市街地における住宅建設の方針	21
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する 市街地の土地利用の方針	22
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	23
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	25
① 交通施設の都市計画の決定の方針	25
② 下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針	32
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	35
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	35
② 市街地整備の目標	35
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	38
① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	38

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針	45
① 防災に関する都市計画の決定の方針	45
□ 石巻広域都市計画区域マスターplan 付図	46

## 序 見直しに当たっての基本的な考え方

### (1) 都市づくりに求められている課題

これからの中長期的な都市づくりについて考えていくに当たっては次のような課題に留意する必要がある。



### (2) 見直しの方針

以下3点の視点により見直すものとする。

- 震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換
- 人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成
- 『宮城の将来ビジョン』に掲げる「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成

#### 1) 震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、太平洋沿岸に位置する本区域は甚大な人的・物的被害を受けた。この震災からの復旧・復興と今後も起こりうる災害（地震、津波）へ備えるため、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の確保等を行うとともに、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

#### 2) 人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成

構成市町の人口は減少傾向にあり、高齢化率は引き続き上昇傾向にある。今後さらなる人口減少・高齢社会の進展に対応するためには、持続可能でだれもが暮らしやすい都市構造への転換が求められている。本区域は、従来の低密度で拡散された市街地の方向性を改め、居住地や都市機能を集約した都市構造の実現を図りつつ、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進める。

3) 「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成

本区域の地域経済を力強く牽引するものづくり産業(製造業)の振興を図り、また、製造品出荷額の向上に寄与する産業拠点を形成するため、学術・研究機関と連携し、高度技術産業の育成を推進するとともに、国際的に競争力のある産業集積を図る。

# 1 都市計画の目標

## (1) 基本的事項

### ① 目標年次

本方針の見直しに当たり、「都市づくりの基本理念」、「主要な都市計画の決定の方針」については平成42年を想定し、「区域区分」については平成32年を想定する。

※当該方針では、上位計画となる「宮城の将来ビジョン」が前回方針時と同様のものであること、また、東北地方太平洋沖地震以降の国勢調査による人口把握が未実施であることから、人口推計を伴う目標年次を前回方針と同じとした。

### ② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

#### □ 都市計画区域の範囲及び規模

区分	市町名	範 围	規 模	備 考 (行政区域)
石巻広域 都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	13,004 ha	55,578 ha
	東松島市	行政区域の全域	10,186 ha	10,186 ha
	女川町	行政区域の一部	3,851 ha	6,580 ha
	合 計		27,041 ha	72,344 ha

資料：平成25年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

注）石巻市の行政区域面積には河北都市計画区域（非線引き）を含む

また、本区域の将来の人口のおおむね規模を次のとおり想定する。

#### □ おおむねの人口

区分	基準年	平成32年	平成42年
都市計画区域内 人 口	168千人	おおむね 148千人	おおむね 134千人

資料：国勢調査、都市計画基礎調査

注）1.基準年は平成22年値（国勢調査、都市計画基礎調査）

2.都市計画区域人口は小数点第一位を四捨五入

## (2) 都市づくりの基本理念

### ① 都市づくりの基本理念

本区域は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波により壊滅的な被害を受けた。特に、被害が大きかった沿岸部では、浸水した地域などに災害危険区域を指定し居住を制限しつつ、被害を低減させるための防潮堤、防災緑地の整備とともに、居住地の高台移転や内陸部への移転、職住分離などにより、安全・安心が確保されるまちづくりを進めていく。

また、震災により地域経済が壊滅的な被害を受けており、水産業を中心とした地域経済を支える産業や今後の発展を牽引する産業の再生を図っていく必要がある。

さらに、今後、急速な人口減少と高齢社会の到来が見込まれるなか、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住地が低密度化すれば、生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあるため、豊かさを実感できる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政・経済面において持続可能な都市経営を可能とするためには、居住地や都市機能のまとまった立地と、それと連携した公共交通ネットワークを確保する「多極ネットワーク型集約市街地」の形成を図っていく必要がある。

加えて、中心市街地は歴史・文化資源等を活かした観光機能を強化するほか、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財などの歴史的資源を活かし、観光地としての機能を充実するとともに、国内外に観光地のイメージを発信し、本区域の活性化へつなげていくことが重要である。

さらに、本区域は東北地方太平洋沿岸部の南北軸である三陸縦貫自動車道により、仙台都市圏や三陸沿岸地域と結ばれるとともに、仙台東部道路及び東北縦貫自動車道とのネットワークにより、県内外の広域的な交流が期待される。

これらのことから、将来に向けた本区域の基本理念を以下のとおりとする。

- 1) 安全・安心が確保される復興まちづくり
- 2) 地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生
- 3) 豊かさを実感できる持続可能な多極ネットワーク型集約市街地の形成
- 4) 自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化

## ② 都市づくりの基本方針

将来に向けた本区域の基本理念を踏まえ、【災害に強い都市構造への転換と多極ネットワーク型集約都市構造の形成】に向けて、以下に示す4つの基本方針に基づき、整備、開発及び保全施策を推進していくものとする。

- 1) 震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換
- 2) 水産業等の復旧・復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成
- 3) 居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの再構築
- 4) 特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化

### ③ 主たる市街地の方針

#### 1) 震災からの復旧・復興と災害に強い市街地の形成

被災施設の復旧・復興及び防潮堤、防災緑地などの整備と避難場所、避難経路の確保などによる津波対策を推進するとともに、浸水を受けた地域などを災害危険区域に指定し居住を制限しつつ、高台及び内陸部への移転や職住分離を促進することにより、災害に強い市街地の形成を図る。

また、津波被害のおそれがない地域への移転を目的に、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）の特例を活用して行われている市街化調整区域内の整備地区について、快適な都市生活が送れるよう市街化区域への編入及び検討を行い、安全・安心で良好な環境を有する住宅地の形成を進める。

#### 2) 水産業等の復旧・復興と本区域の発展を牽引する産業拠点の形成

水産業をはじめとする地域経済を支える産業の復旧・復興と港湾、漁港や三陸縦貫自動車道I.C.周辺地区を核とした産業機能の集積、強化を推進するとともに、学術・研究機関を活かした産業振興拠点の形成を図っていく。

また、大津波により被災を受けた沿岸地域の産業地や災害危険区域に指定されている既存集落を対象に、水産、紙・パルプ製造、合板製造などの既存産業、高度化を促進することにより、震災後の本区域の発展を牽引する産業拠点の形成を図る。

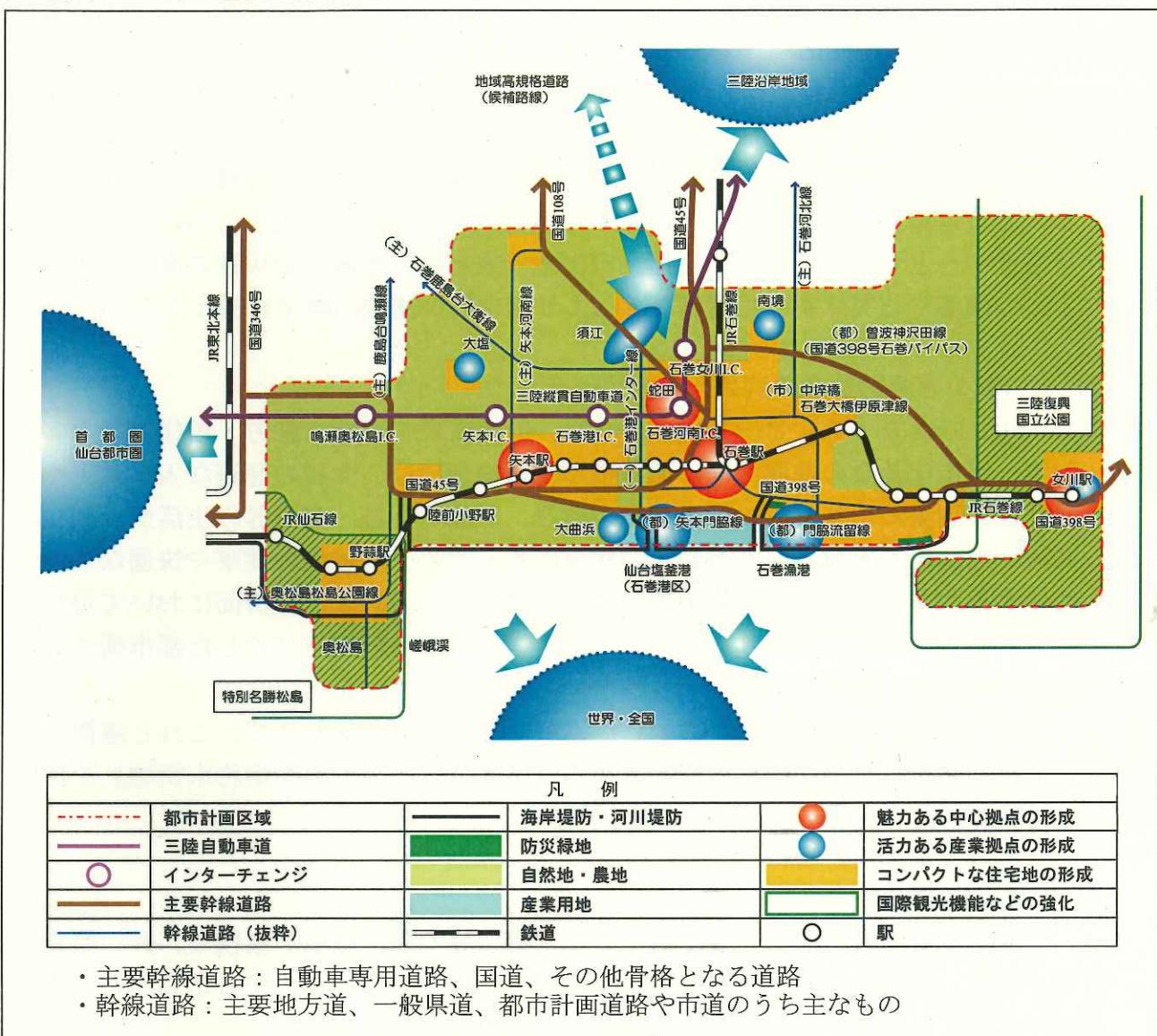
#### 3) 魅力ある中心拠点等の形成とそれと連携する公共交通ネットワークの維持・充実

居住地や都市機能が集積しており、公共交通の結節点としてアクセス性の高い石巻駅、矢本駅、女川駅周辺及び蛇田地区を中心拠点と位置づけ、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの維持・充実を図るとともに、居住地や福祉・医療等の都市機能のさらなる集約を促進し、人口減少・高齢社会の進展に対応する財政・経済面で持続可能な多極ネットワーク型集約市街地を形成する。

#### 4) 国際観光機能等の強化

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする本区域の恵まれた自然を保全するとともに、主要な観光地と連携を図りながら、観光施設、交通施設等の基盤施設や、歴史的・文化的資源を活用した総合的な観光機能の充実、強化により、国内外に開かれた観光都市としての機能強化を図る。

## □ 都市づくりの基本方針



#### ④ 社会的課題への都市計画としての対応

##### 1) 都市防災機能の強化

本区域は、平成23年3月の「東北地方太平洋沖地震」とそれに伴い発生した大津波により甚大な人的・物的被害を受けた。

この震災からの復旧・復興と発展に向けて、高台移転、職住分離、多重防衛による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進するとともに、津波防災拠点市街地形成施設の整備、耐災性の高いライフラインの構築や防災体制の再構築などにより都市防災機能の強化を図っていく。

##### 2) 人口減少と高齢社会の到来への対応

これまでのモータリゼーションの進展、情報技術の革新、就労・居住形態の多様化等、都市化社会の進展による拡散型の都市構造では、今後の急速な人口減少や高齢社会の到来により人口の低密度化が進み、医療・福祉・商業等の生活サービスの持続的な供給が困難になりかねない状況にあるため、高齢者の健康や快適な生活を確保すること、若年層にも魅力的なまちにすること、財政・経済面において将来的にも持続可能なまちづくりを目的として、居住や都市機能を集約した都市構造へ転換を図っていく。

また、居住や都市機能を集約化した都市構造の実現とあわせて、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進める『多極ネットワーク型集約市街地』を形成していく。

##### 3) 中心市街地の活性化

本区域の中心市街地は、居住地や商業、業務等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた地域であるが、中心市街地の衰退が進み、さらに震災の影響により、空宅地や未利用地が増加した。

今後は、都市に生活する人々の視点に立ち、事業所、観光施設、文化施設、公共施設、医療・福祉施設などの様々な都市機能を組み合わせ、定住人口と交流人口の増加を図るとともに、既存の社会資本ストックを活用しながら、本区域の中心商業地としてのポテンシャルの向上を図り、街のにぎわいを創出・確保していく。

##### 4) 地球温暖化対策への対応

これまで人口増加に対応するため、高度な土地利用がなされていない都心部を残したまま、その周辺から郊外部を中心に住宅地の供給が進められ、拡散型の市街地形成がなされてきた。その結果生じた市街地の外延的拡大が、交通問題をはじめとして、環境負荷の大きな都市構造を生じさせている。

今後は、居住や都市機能を集約した都市構造へ転換を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進め、環境負荷が小さく地球温暖化へ配慮した都市構造を形成していく。

## 5) 良好的な自然の保全、形成

本区域は、特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめとする豊かで多様な自然環境に恵まれており、身近に緑と水にふれあうことができる自然を保全・再生し後世に引き継いでいく必要がある。

このため、特別名勝をはじめとする各種土地利用法規制の組み合わせや、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」に掲げている景観を「まもる」、「つくる」、「育てる」という基本目標に基づき、良好な自然や美しい景観を維持・保全、創造し、次世代に引き継ぐまちづくりを進めていく。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、今後とも引き続き区域区分を定めるものとし、その根拠を以下に示す。

本区域は、昭和43年の都市計画法の改正を受け、昭和45年に区域区分が指定され、区域区分が制度として地域に定着し、市街地の計画的な誘導と、農地、自然環境等の保全が一体的に図られ、土地利用の整序とともに公共施設等の効率的な整備が行われてきた。

また、県内第二位の都市機能及び人口集積を有することから、仙台塩釜港港湾計画及び石巻地方拠点都市地域基本計画に基づく整備や広域的なネットワークの進展に伴う産業の振興により、市街化圧力が見込まれるため、今後とも適正な土地利用の誘導と効率的に公共施設を整備する必要がある。

さらに、農業の振興を図りつつ、特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめとする美しい自然環境を維持保全するとともに、都市の骨格的緑地を形成する優れた自然環境等の積極的な活用を図るため、区域区分を継続する。

### (2) 区域区分の方針

#### ① 人口の規模

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

#### □ おおむねの人口

区 分	基 準 年	平成 32 年
市街化区域内人口	145 千人	おおむね 131 千人

注) 1. 基準年は平成 22 年値 (国勢調査、都市計画基礎調査)

2. 市街化区域人口は小数点第一位を四捨五入

#### ② 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。

#### □ おおむねの産業規模

区 分	基 準 年	平成 32 年
生産規模	製造品出荷額等	4,538 億円
	年間商品販売額	4,408 億円
		4,584 億円

注) 1. 上記推計値は、線引き都市計画区域を有する行政区域の値

2. 製造品出荷額等の基準年値は、行政区域の平成 22 年値 (工業統計調査)

3. 年間商品販売額の基準年値は、行政区域の平成 19 年卸売販売額及び小売販売額の合計値 (商業統計調査)

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現行の市街化区域との関係

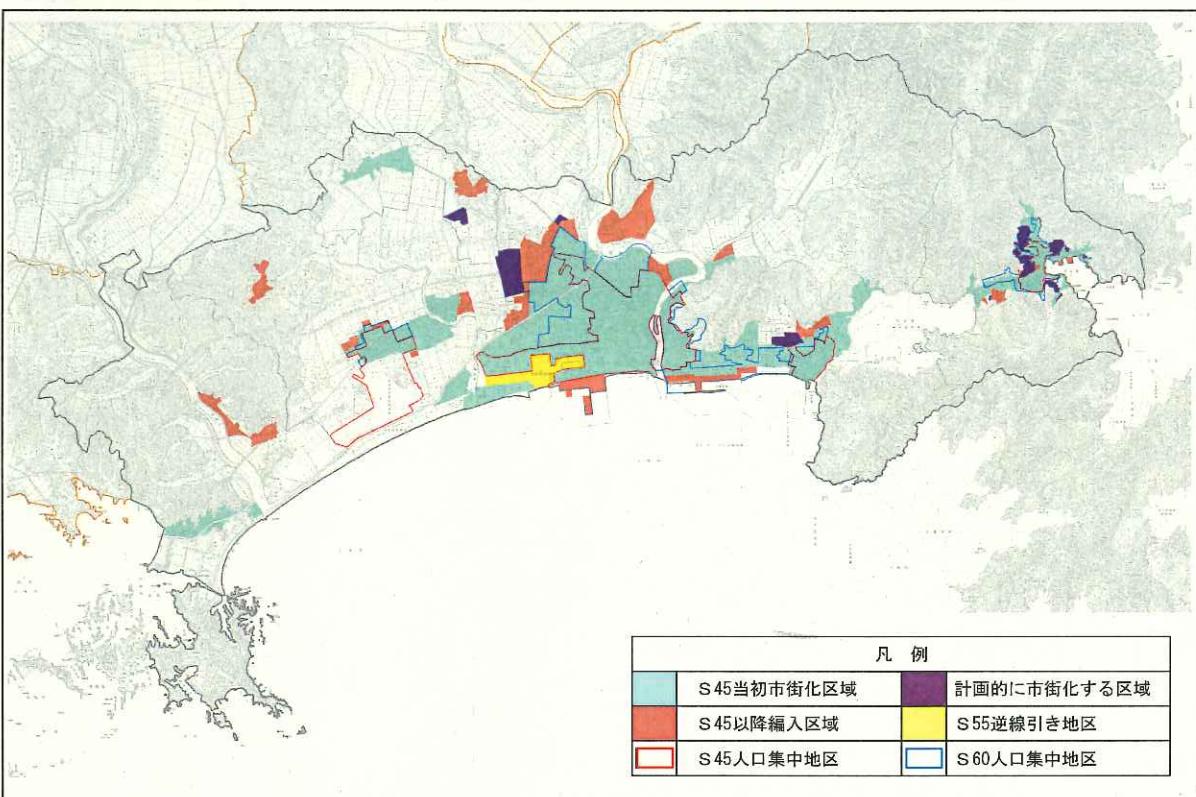
本区域の人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域に隣接しおおむね平成32年頃までに当該区域と一体的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

**□ 市街化区域の規模**

市町名	市街化区域の面積	
	基準年	平成32年
石巻市	3,168.3 ha	3,316 ha
東松島市	676.5 ha	677 ha
女川町	273.6 ha	338 ha
合計	4,118.4 ha	おおむね 4,331 ha

- 注) 1. 基準年は平成25年3月末現在の面積  
 2. 平成32年目標値は小数点第一位を四捨五入

**□ 市街化区域の動向及び市街化区域に新たに編入するおおむねの区域**



□ 市街化区域に新たに編入する地区

市町名	地区名称	開発目的	区域面積
石巻市	新 蛇 田	住宅地	約 48 ha
〃	新 蛇 田 南	住宅地	約 28 ha
〃	新 蛇 田 南 第 二	業務地	約 15 ha
〃	あ け ぼ の 北	住宅地	約 6 ha
〃	新 渡 波	住宅地	約 18 ha
〃	新 渡 波 西	住宅地	約 11 ha
〃	須 江	工業地	約 21 ha
女川町	中 心 部	住宅地	約 45 ha
〃	陸 上 競 技 場 跡 地	住宅地	約 3 ha
〃	宮 ケ 崎	住宅地	約 16 ha
〃	旭 が 丘	住宅地	約 1 ha

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

本区域は、石巻市の中心市街地などに医療・福祉・商業等の都市機能が集積し、この中心市街地から放射状に伸びる主要な交通軸上に住宅を主体とした市街地が形成されてきた。しかし、近年、このような中心市街地では商業、サービス、娯楽等の商業機能の低下が顕著になっており、これに代わって石巻市蛇田地区のように、市街地縁辺部の自動車交通の利便性が高いI.C.周辺などに大規模商業施設が立地し、新たな産業拠点を形成している状況にある。

一方、周辺の市街地では都市的未利用地の残存、既存ストックの有効活用等が課題となっている。

さらに、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波により、沿岸部の住宅地や産業地が壊滅的な被害を受け、港湾・漁港を含めた周辺の産業機能の低下がみられているため、住宅地の再建とあわせて本区域の復旧・復興を牽引する産業地の形成及び産業集積の促進が課題となっている。

のことから、本区域では、各地区の状況にあわせて安全な住宅地の確保や産業地の形成などを図るとともに、駅周辺などの交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークの維持・充実を行い、各拠点が連携した『多極ネットワーク型集約市街地』の形成を図っていく。

また、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財などの歴史的資源を活かし、観光地としての機能を充実していく。

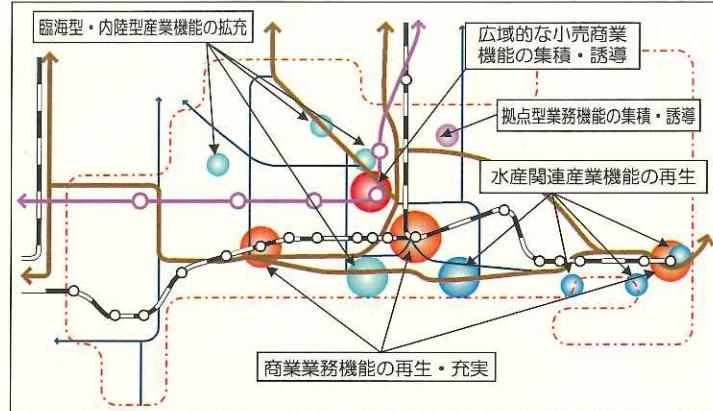
##### □ 主要用途の配置の方針

- 安全で快適な住宅地の形成
- 臨海型産業機能の再生や内陸型産業機能の拡充
- 沿岸部の災害危険区域等における産業地への転換
- 居住地や都市機能を集約した中心拠点等の形成
- 各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実
- 都市を活性化する中心市街地の再生
- 自然・歴史的資源を活用した観光都市の形成

## □ 構成要素別の配置の方針

### 【圏域の拠点機能】

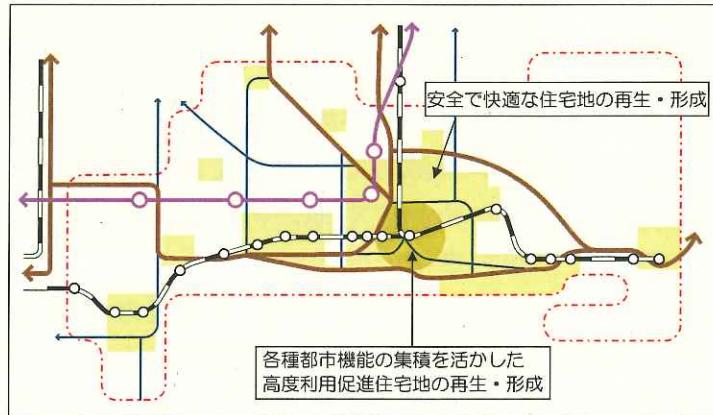
- ・中心拠点（商業業務機能）
- ・産業拠点（工業流通機能）



### 【居住機能】

各種都市機能の集積を活かした  
高度利用促進住宅地の再生・形成

安全で快適な住宅地の再生・形成



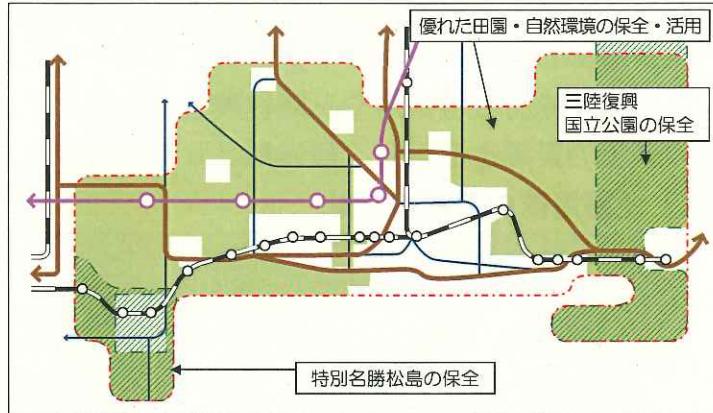
### 【自然的機能】

- ・国際観光機能
- ・田園・自然緑地

優れた田園・自然環境の保全・活用

三陸復興  
国立公園の保全

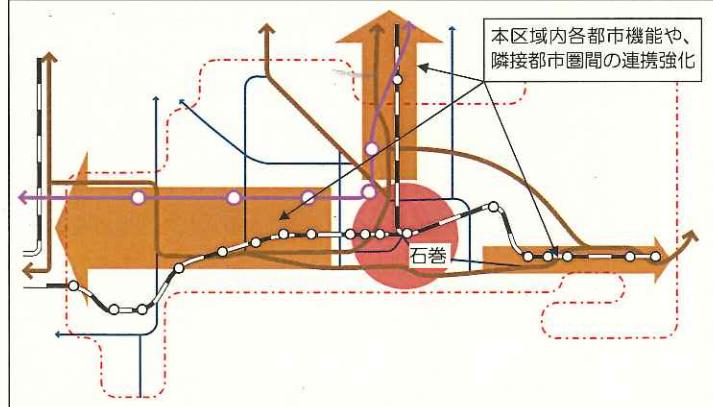
特別名勝松島の保全



### 【地域連携軸】

本区域内各都市機能や、  
隣接都市圏間の連携強化

石巻



□ 主要用途の配置の方針



## 1) 業務地

業務機能は、社会経済活動の中核となる機能であり、震災により大きな被害を受けたものの、石巻市の中心市街地周辺に国、県の出先機関や市役所等の官公庁施設、民間企業が多く立地し、本区域の中心的な業務地が形成されている。

また、石巻市蛇田においても業務施設が集積しているほか、石巻市南境では「地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき都市基盤施設等が整備され、本区域の新しい産業・経済の拠点として業務施設の立地が進んでいる。

さらに、行政・民間の業務施設が集積する石巻駅周辺を本区域の中心業務地と位置づけ、市街地再開発事業などによる面的整備や幹線道路ネットワークの整備などにより、業務施設立地のための環境づくりを進めるとともに、業務機能の拡充・強化を図っていく。

加えて、計画的に都市基盤が整備された石巻市南境を拠点型業務地として位置づけ、隣接する石巻専修大学と連携した新産業の創出や、地域産業の高度化を牽引していく研究・開発・業務機能の集積を促進する。石巻市蛇田については、被災市街地復興土地区画整理事業などにより業務地の整備を図る。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、業務地配置の基本方針を次のように定める。

### □ 業務地配置の基本方針

- 本区域の社会経済の中心であり、本区域発展の核となる業務機能の集積を活かして中心業務地の再生・強化を図る
- 既存の研究・開発機関と連携して産業の高度化、新産業の創出等を牽引する拠点型業務地の形成を図る

- 
- |         |               |
|---------|---------------|
| ○中心業務地  | ： 石巻駅周辺       |
| ○拠点型業務地 | ： 石巻市南境、石巻市蛇田 |

## 2) 商業地

商業地は、物品サービスの提供・享受の場であるとともに、多くの人が交流する「にぎわいの場」である。本区域では、石巻駅周辺の市街地に商業施設が立地して宮城県北東部一帯を商圏とする商業地が形成されたほか、矢本駅周辺及び女川駅周辺では食料品等の小売業を主体とした生活圏レベルの商業地が形成されている。

しかし、石巻駅周辺の市街地は大規模商業施設の移転や空き店舗の増加により商業機能の衰退がみられ、これに追い打ちを掛けるように震災による被害を受けたことにより、空き家、空き地が一層増えている状況にある。

一方、石巻河南I.C.周辺の蛇田地区は、その地域特性から複数の大規模商業施設が立地し、より広域から多くの買物客を集めている。また、国道45号など主要な幹線道路沿道には、ロードサイド型の商業施設が集積し、沿道型の商業地を形成している。

本区域では、地域産業の不振に伴う消費活動の低下、単価の高い専門品等の購買客の仙台市への流出、さらには、モータリゼーションの進行に伴う大規模商業施設の郊外立地と既存の商店街の衰退等、様々な問題を抱えており、商業地の活性化が必要となっている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、商業地配置の基本方針を次のように定める。

#### □ 商業地配置の基本方針

- ・本区域内各市町の中心として生活圏レベルの小売業、飲食業が集積する商業地及び復興事業が進む女川駅周辺は、都市型観光の振興と合わせた商業の集積・高度化により魅力的な都市中心商業地の形成を図る
- ・広域からの交通アクセスの良さを活かして、大規模な商業施設が集積する蛇田地区については、広域型商業地としての機能を維持していく
- ・沿道型の商業施設が集積する幹線道路の沿道は、その交通利便性を活かした幹線沿道商業地の形成を図る

○都市中心商業地：石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺

○広域型商業地：石巻市蛇田

○幹線沿道商業地：国道45号・国道398号・(都)河南川尻線の沿道

#### ア) 都市中心商業地

買回品小売業、飲食業等の既存の商業施設が立地する石巻駅周辺と、生活圏レベルの買物ニーズに対応した最寄品小売業等の商業機能が集積する矢本駅周辺、及び復興事業により中心部の再生を行う女川駅周辺を都市中心商業地と位置づけ、商業機能の集積・高度化等を図る。これらの商業地は、にぎわいの中心として交流機能の整備や良好な街並み景観の創出などにより魅力的な商業空間の形成を図っていく。

また、石巻駅周辺については、都市型観光の中心として市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進し、商業施設の更新、商業機能の多様化・高度化を図っていく。特に、歴史・文化・景観などの特性を活かし、市街地環境の整備など、来訪者と地域をつなぎ、観光振興と連携した環境整備などにより、にぎわいづくりを進めしていく。

#### イ) 広域型商業地

石巻河南I.C.に隣接し、広域からの交通アクセスの良さから大規模商業施設等が立地する石巻市蛇田地区を広域型商業地として位置づけ、都市型小売業、買回品小売業、娯楽施設等の多数の買物客が集中する商業地を維持するとともに、快適な商業環境の創出を図る。

なお、広域型商業地の維持・創出に当たっては、地域の合意形成、既存商店街などのまちづくりや、交通渋滞、騒音など周辺の住宅地や教育施設との調和に十分配慮する。

#### ウ) 幹線沿道商業地

市街地から交通利便性の高い主要幹線道路の沿道で、石巻市蛇田・東松島市矢本の国道45号沿道、石巻市門脇の国道398号沿道、石巻市蛇田・中里・湊町の（都）河南川尻線沿道を幹線沿道商業地と位置づけ、沿道サービス型の小売業、飲食業及び業務機能等の集積を図る。

なお、幹線沿道商業地における店舗等の誘導に当たっては、周辺の住宅環境に及ぼす影響等に十分配慮するとともに、歩車道分離・4車線化等の幹線道路の整備を進め、安全かつ円滑な交通を確保していく。

### 3) 工業地

工業地は、都市における生産活動の中心であり、所得の向上、就業機会の拡大を通じて、経済の発展に重要な役割を果たしている。

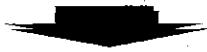
紙・パルプ関連、木材・木製品製造関連、飼肥料関連等の大規模工場が立地し工業用地の拡大・整備が進められている国際拠点港湾の仙台塩釜港（石巻港区）（以下「石巻港区」という。）周辺は、震災により大きな被害を受けたが、現在は多くの事業所で操業を再開している。また、石巻港区に近接する大曲地区においては、大津波により壊滅的な被害を受け災害危険区域に指定されたことから、土地利用の転換がなされ、新たな工業地として整備が行われている。

基幹産業である水産業の拠点として海岸線に点在する漁港周辺では、津波により各地区が被災し加工場等が減少している一方で、内陸部では、三陸縦貫自動車道I.C.周辺の石巻市須江、東松島市大塩に工業団地が計画的に整備され、それぞれ工場の立地が進んでいる。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、工業地配置の基本方針を次のように定める。

## □ 工業地配置の基本方針

- ・石巻港区、三陸縦貫自動車道 I.C.への交通利便性を活かして、本区域の発展を牽引する拠点型工業地の形成を図る
- ・水産加工産業の集約化・高度化を図り本区域の基幹産業である水産業復興の拠点となる水産加工型工業地の形成を図る



- |           |   |
|-----------|---|
| ○拠点型工業地   | : 石巻港区周辺、三陸縦貫自動車道I.C.周辺(石巻市須江地区、東松島市大塩地区) |
| ○水産加工型工業地 | : 石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、女川漁港周辺、浦宿駅周辺              |

### ア) 拠点型工業地

各I.C.周辺の広域的なアクセス性や、国際拠点港湾の位置づけを活かし、三陸縦貫自動車道の各I.C.周辺及び石巻港区周辺を本区域の発展を牽引する拠点型工業地として位置づける。

石巻港区周辺は、臨海型工業の集積、高度化を促進する。また、港湾拡張により整備される雲雀野地区には、緑地を整備し、来訪者の賑わいや災害時に活用するオープンスペースとしての機能の創出を図っていく。

広域交通の結節点となる三陸縦貫自動車道のI.C.周辺に位置する石巻市須江、東松島市大塩については、広域的なアクセス性を活かしながら、内陸型工業施設の立地誘導を図り、臨海部の拠点型工業地とともに、本区域発展の拠点となる職住一体型の工業団地の形成を図る。

### イ) 水産加工型工業地

水産関連産業が集積する石巻漁港周辺を中心に、渡波漁港周辺、女川漁港周辺、及び浦宿駅周辺を水産加工型工業地として位置づけ、水産加工業の集積や既存産業の共同化、協業化などを促進するとともに、地場産業である水産業の再生を図る。

### 4) 流通業務地

流通業務は、産業・経済活動において生産者と消費者を結ぶ重要な役割を有している。

国際拠点港湾に指定されている石巻港区をはじめ、遠洋漁業の拠点である石巻漁港等の工業、水産業関連の基幹的な港湾・漁港の背後地は、輸送・保管・売買等の流通業務施設が集積しており、震災により大きな被害を受けたものの、現在は操業を再開している事業所がみられる。

加えて、石巻河南I.C.周辺の蛇田地区には、広域的なアクセス性と市街地への近接性を活かした流通業務地の整備が進められている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、流通業務地配置の基本方針を次のように定める。

#### □ 流通業務地配置の基本方針

- ・石巻港区とその関連工業等の物流拠点として、本区域の発展を牽引する拠点型工業地と一体的に工業関連型流通業務地の形成を図る
- ・漁港及び水産関連工業の物流拠点として、遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し、水産加工型工業地と一体的に水産関連型流通業務地の形成を図る
- ・市街地及び高速道路へのアクセス性が高い地区において、地域経済の発展や住民の日常生活に寄与する都市サービス型流通業務地の形成を図る



- 工業関連型流通業務地：石巻市門脇西部（石巻港区背後地）
- 水産関連型流通業務地：石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、女川漁港周辺
- 都市サービス型流通業務地：石巻河南I.C.周辺

##### ア) 工業関連型流通業務地

生産活動の基盤として、本区域の発展を牽引する拠点型工業地に関連する流通業務施設が集積する石巻市門脇西部（石巻港区背後地）を工業関連型流通業務地として位置づけ、運輸業や倉庫業の集積を図る。

##### イ) 水産関連型流通業務地

遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し水産関連工業と一体的に流通業務施設の集積を図るため、基幹漁港である石巻漁港周辺、渡波漁港周辺及び女川漁港周辺を水産関連型流通業務地として位置づけ、水産品や水産加工品の保管・取引機能を有する卸売・倉庫業等の拡充を図るとともに、漁港及び水産加工型工業地との一体的な整備を進める。

##### ウ) 都市サービス型流通業務地

石巻河南I.C.周辺の蛇田地区を都市サービス型流通業務地として位置づけ、市街地やI.C.へのアクセス性を活かした卸売業、運輸業等の集積を図り、広域的な物資の輸送・取引・配送サービス機能を高めていく。

## 5) 住 宅 地

住宅地は、豊かな住環境の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の買物・医療などの生活利便施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境を形成していく必要がある。

一方、石巻駅周辺においては、空宅地の残存や道路の不足等防災性の向上が問題となっており、また、復興事業により新たな住宅地整備を進めている住宅地では地域コミュニティの形成を図るとともに、安全で快適な居住環境を確保する必要がある。

このような現況を踏まえ、地域全体での土地利用計画、都市基盤施設、義務教育施設等の整備計画に基づきながら、快適な都市生活を享受できる住宅地を形成し、目標とする都市圏構造の実現を図るため、住宅地配置の基本方針を次のように定める。

なお、本区域の発展に伴う人口増加については、現在の市街化区域内への収容を進め、さらに不足する宅地については復興特区法の特例を活用して被災市街地復興土地区画整理事業等による市街化調整区域内の住宅地を市街化区域に編入することにより、快適で良好な住宅地の供給を進めていく。

### □ 住宅地配置の基本方針

- ・鉄道利用や日常の買物・飲食、医療・福祉施設が立地する石巻駅周辺においては、復興事業による市街地再開発事業等により、中高層住宅を誘導し、高密度で集約された高度利用促進住宅地の形成を図る
- ・上記以外の市街地は、復興事業を推進しつつ、戸建て等低層住宅を主体として次世代に引き継ぐ良好な定住環境を備えた一般住宅地の形成を図る

- ↓
- |            |            |
|------------|------------|
| ○高度利用促進住宅地 | ： 石巻駅周辺    |
| ○一般住宅地     | ： 上記以外の市街地 |

#### ア) 高度利用促進住宅地

優れた生活利便性を活かし商業・業務と一体となって住宅地の有効利用・高度利用を図るため、石巻駅周辺を高度利用促進住宅地として位置づけ、復興事業による市街地再開発事業等の推進により高密度な住宅地を形成し、人口の集積を高めていく。また、子供や高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちにするため、身近な公園・広場、歩道等の交通環境など住環境の整備・改善を図っていく。

#### イ) 一般住宅地

高度利用促進住宅地（石巻駅周辺）以外の市街地を一般住宅地として位置づけ、戸建て等低層住宅を主体として良好な住環境を備えた住宅地の形成を図る。

東松島市の都市中心商業地に連坦する住宅地は、用途混在による住環境の保全に配慮しながら、道路・公園等の整備・改善により居住環境水準の向上に努め、多世代居住を可能とする良好な住宅地の形成を図る。

また、市街地内に不足する道路・公園等の都市基盤施設の整備を促進するとともに、復興事業により新たに整備する住宅地を含めた区域を対象とする地域／生活拠点として生活サービスや義務教育施設等の再編を進めながら、地域コミュニティを持続的に維持する良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図る。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成及びおおむねの区域を次のように設定する。

業務地は、各機能相互の関連性が重視されるため、建築物の中高層化による土地の高密度利用を図る。

商業地は、石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺を都市中心商業地として位置づけているものの、商業地域が指定されているこれら駅周辺では容積率が十分に活用されていない状況にあるため、商業機能に加えて、娯楽・文化・情報機能等の拡充を図り、高密度利用を進める。また、それ以外の商業地では、住宅等との混在を見込み低密度利用を図る。

工業地及び流通業務地は、低密度利用を基本としながら、臨海型、内陸型等の立地特性を踏まえた機能の集約を図るとともに、地区内や地区外周の緑化を進めていく。

住宅地は、石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る。また、一般住宅地においては現在中層化の進んでいる地区を除き、低層、低密な利用を図るものとする。

## ③ 市街地における住宅建設の方針

### 1) 基本方針

今後の急速な人口減少と高齢社会の到来を踏まえ、子供や高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活が確保でき、かつ、若年層にも魅力的なまちづくりが求められている。

このような現況を踏まえ、住宅建設の基本方針を以下のように定めて、真に豊かな住まいづくりを創造していく。

#### □ 市街地における住宅建設の基本方針

- 安心できる住まい方の実現
- 健康で快適な住まい方の実現
- 魅力を感じる住まい方の実現

### 2) 整備目標水準

社会環境の変化や居住に対する関心の多様化、高度化に対応して、住宅の質的向上を図り、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住居規模の確保を目指し、総合的に各種施策を展開していく。

## □ 居住水準の目標

住宅施策の目標	現況値	平成32年
最低居住面積水準未満の世帯率	4.2 % (H15)	早期に解消
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	46 % (H15)	50 %
新耐震基準 (S56) の耐震性を有する住宅	74 % (H15)	95 %
65歳以上の高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化	31 % (H15)	75 %

- 注) 1. 現況値は宮城県住生活基本計画（H19.3）による宮城県の実績値。  
2. 居住水準の目標は、住生活基本計画（全国計画（H23.3））に基づき設定した。  
3. 子育て世帯とは、世帯の構成員に18歳未満の者が含まれる世帯をいう。  
4. 一定のバリアフリー化とは、トイレ、浴室等に2箇所以上の手すりを設置又は屋内の段差の解消をいう。

### 3) 住宅建設の整備方向

本区域では、石巻市を中心に人口や都市機能の集積が高く、通勤・通学時の交通利便性や、高齢者の生活利便性などの点から、今後、公共交通の結節点周辺への移住や高齢者対応住宅への住み替えが見込まれる。

このため、居住者ニーズへの対応、福祉施策との連携及び緑化などによる環境や景観などの質的な向上を目指すとともに、既存市街地内の土地の有効活用を基本として、石巻駅周辺などの公共交通利便性の高い地区において、市街地の高度利用や市街地再開発事業等による面的な基盤整備を行い、居住地の集約を促進する。

## □ 住宅・居住環境づくりの視点

- 災害に強い「安全な住まいづくり」
- 人口減少・高齢社会の進展に対応した「誰もが安心して住み続けられる住まいづくり」
- 高度化・多様化するニーズに対応した「良質な住まいづくり」

### ④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

#### 1) 土地の高度利用に関する方針

災害に強い都市構造の形成を図るため、石巻駅周辺においては、高度利用地区や市街地再開発事業等により土地の高度利用や有効活用を図りながら、居住地や都市機能の集約を促進していく。

また、矢本駅周辺、女川駅周辺においては、行政単位の中心拠点として都市機能の充実と環境整備に努める。

#### 2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街化区域内に残存する低未利用地については、積極的な土地活用の促進を図る。特に、石巻市南境については「地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき整備された石巻トウモロービジネスタウンの戦略拠点として、新しい産業・経済の拠点形成に資する土地の有効利用を促進する。

### 3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

古くからの市街地では、家屋の密集に加えて、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等の不足がみられる。

このため、住環境整備事業に加えて、地域の防災拠点の整備、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等の確保、建築物の不燃化、幹線道路・区画道路網の充実強化により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市を構築するとともに、下水道の整備拡充等により、総合的な環境整備を進め、良好な市街地の形成を図っていく。

### 4) 公害防止又は環境改善の方針

主要な幹線道路、飛行場の周辺地域については、土地利用計画の決定又は変更に際し、沿道緑地の配置、業務系や沿道サービス型の施設の誘導等に配慮し、これらの交通施設と調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

また、一定規模以上の宅地造成事業、道路建設事業等については、環境影響評価法及び環境影響評価条例等に基づき、環境影響評価を実施し、適正な土地利用と周辺環境の保全に努める。

### 5) 被災市街地の土地利用の方針

被災市街地のうち、将来の土地利用方針が定まっていない地区においては、早期復興に向けて適正な土地利用方針を定め、土地の有効利用を促進する。

## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

### 1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

宮城県の穀倉地帯である本区域は、旧北上川、鳴瀬川・吉田川等の主要河川の流域に、平坦で良好、かつ集団的な農地を有し、ほ場整備事業等により計画的な農地整備が進められている。これらの農地は、農業生産を確保する重要な土地であるとともに、美しい田園景観を構成しており、今後とも農業施策と調整を図りつつ、その活用と保全を図っていく。

また、農業の振興と都市的土地区画整理事業との調和を図るため、大きく2つの観点に基づき農地の保全を図るものとする。

#### ●優良農地の保全

本区域の平坦で良好な農地は、県内でも有数の穀倉地帯であり、特に石巻市稻井地区や石巻市から東松島市にかけて広がる農地は、集団的で良好な農地として生産基盤の整備等を図りながら生産性の高い優良農地として保全していく。

#### ・集団性の高い農地の保全

農地としての面的まとまりが大きく、今後とも良好な農業環境の確保が可能な農地は、団地規模を確保するよう極力保全する。

#### ・生産性の高い農地の保全

ほ場整備事業等が完了又は施行中で、今後とも高い生産性が確保されている農

地は保全する。

・都市部への生鮮野菜などの安定供給地としての農地の保全

市街地周辺で生鮮野菜、工芸農作物等の生産適地となっており、今後ともこれらの農作物の都市部への安定供給地として確保すべき農地は努めて保全する。

●都市的土地利用との調和

市街化区域の拡大をはじめ、市街化調整区域内の農業振興地域などにおける農地の土地利用転換に当たっては、周辺の農地への影響などに十分配慮するとともに、事業の実現性や道路、下水道など都市基盤施設の整備の確実性などを見極めながら、農業施策との調整を行っていく。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

大津波の被害により災害危険区域に指定し居住を制限している地区や、丘陵地の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害発生の恐れがあることを踏まえ、市街化を抑制するとともに、土地利用の現況を勘案しながら、市街化調整区域に編入することを検討する。

また、丘陵部においては土砂災害警戒区域等の指定、沿岸部においては津波・高潮対策や保安林復旧を推進することにより、自然災害防止に努める。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有する特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめ、都市の骨格的な緑地環境を形成する旭山、硯上山、万石浦周辺の硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地、主要な河川や万石浦等の水面及び沿川の緑地、貴重な動植物の生息地である矢本海浜緑地、石巻市牧山一帯、竪峰山等については、積極的にその保全を図る。

4) 復興事業による農地の復旧の方針

市街化調整区域における浸水した一団の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業等により復旧し、良好な農地として再生を図る。

5) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の中心的な集落で、基礎的な公共公益施設や商店などの日常生活サービス機能が立地している地区については、生活サービス機能の確保などに努め、周辺集落と連携する生活拠点の形成と地域コミュニティの維持を図る。

また、良好な営農条件及び優れた居住環境が形成されている集落については、地区計画などにより、農業と都市環境との調和を図りながら優良農地と良好な居住環境の保全を図る。

なお、復興特区法の特例を活用して被災市街地復興土地区画整理事業等により整備している市街化調整区域内の住宅地等については、都市計画と土地利用現況との整合を図るために、市街化区域への編入及び検討を行う。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### ア) 交通体系の整備の方針

本区域の主要な道路ネットワークは、仙台周辺と三陸地域を結ぶ太平洋沿岸の国土軸である三陸縦貫自動車道と、石巻市中心部から放射状に延びる国道45号、国道108号、国道398号等から形成され、都市計画道路の整備延長は95.8km、整備率は61.9%（平成24年度末）と前回基礎調査時点（平成17年度末）から20.8km、12.7ポイント増加している。

しかしながら、石巻市中心部などでは長期未着手路線が多く、これが引き起こす慢性的な交通混雑が日常生活や産業活動に影響を及ぼしているため、市街地内の道路や、中心部を迂回する広域的な道路の整備が求められている。

また、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、高盛土道路の三陸縦貫自動車道を除く沿岸部の多くの道路が、流出した家屋や自動車により閉塞し、避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな支障をきたしたため、防災機能を有する新たな道路の整備が求められている。

JR仙石線とJR石巻線は、都市内や都市間の通勤・通学、観光などの移動・輸送を担っており、今後、予想される急速な人口減少・高齢社会の到来に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築や地球環境負荷の低減などに向けて、輸送力や輸送量の維持・充実や所要時間の短縮を図るとともに、自動車、自転車等の各種交通との結節機能の強化が求められている。

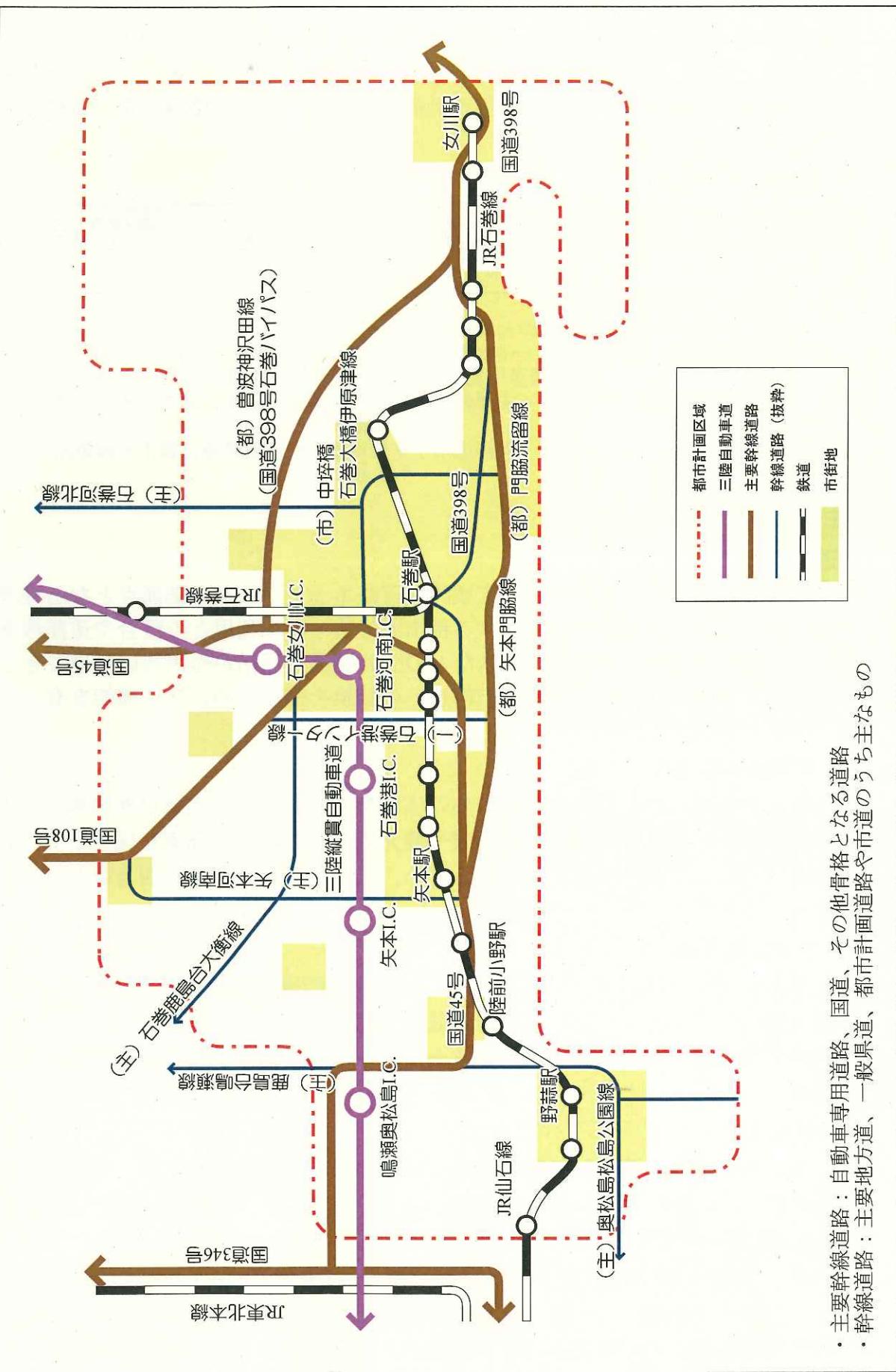
また、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、沿岸部の駅舎や軌道が流失し、長期間不通となるなど甚大な被害を受けた。現在は、復旧・復興が行われJR仙石線、JR石巻線は全線が開通されたが、これら公共交通ネットワークの維持・充実が求められている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、交通施設の基本方針を次のとおり定め整備を促進していく。

#### □ 交通体系整備の基本方針

- ・ 災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図る。
- ・ 他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進する。
- ・ 地球環境負荷の低減に向けて市街地の交通混雑を低減させる道路等の整備を図る。
- ・ 人口減少・高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築に資する道路整備を推進する。

## □ 交通体系の整備の方針



## i) 整備水準の目標

将来幹線道路ネットワークは、本区域の骨格を構成する主要幹線道路、市街地の土地利用を支援、誘導する骨格となる幹線道路、宮城県震災復興計画及び市町震災復興計画等で位置づけている主な都市計画道路等とし、その整備水準の目標を次のとおり設定する。

### □ 整備水準の目標

	基 準 年	平成 32 年
幹線道路ネットワークの整備率	76.6 %	95.3 %

注) 平成25年3月末現在の整備率

なお、整備率の算出は以下のとおりとする。

整備率=(幹線道路ネットワークの整備済み延長(概成済含む)

+事業着手中及び予定の路線延長)+幹線道路ネットワークの延長

幹線道路ネットワーク  $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路} \\ \cdot \text{幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの} \end{array} \right.$

## 2) 主要な施設の配置の方針

### ア) 道 路

交通施設の整備に当たっては、広域的な道路ネットワークの結節点となる地理的条件を活かし、上位計画や目標とする都市圏構造・土地利用との整合や道路機能の明確化を図りながら、自動車やバスなどの公共交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めるとともに、災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路の整備を推進する。

#### i) 高規格幹線道路

仙台市をはじめとした本区域内外の広域交通需要への対応及び他圏域との連携強化を図り、新たな産業拠点の形成や観光地としての機能充実を図るとともに、沿岸部において防災機能を強化するため、三陸縦貫自動車道の四車線化等の整備を促進する。

#### ii) 主要幹線道路

国道45号、国道108号、国道398号等を主要幹線道路と位置づけ、三陸縦貫自動車道へのアクセスを強化し周辺圏域との連携強化を図るとともに、沿岸部において防災機能を強化するため、高盛土道路となる（都）門脇流留線の整備を推進する。

#### iii) 幹線道路

主要幹線道路と連携して市街地の交通機能強化を図るとともに、災害時における避難路・輸送路となる道路や復興まちづくりに関連する道路の整備を推進する。

#### iv) 交通広場

JR仙石線とJR石巻線が結節する石巻駅や、その他のJR各駅周辺では、高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちづくりに向けて、自動車、バス、歩行者等の各種交通と鉄道との有機的結合を図るため、必要に応じ交通広場の整備を検討していく。

#### ④ 駐車場

石巻駅周辺をはじめとする商業地では、買物目的の駐車場・駐輪場の確保が不十分であるため、交通渋滞や交通事故、放置自転車等の問題を引き起こし、これが中心商店街停滞の一因となっている。このため、道路整備に合わせて各地区の特性、機能に応じた計画的な駐車場・駐輪場整備を進め、商業機能の集約立地に伴う駐車需要増大に対応していく。

また、交通結節点として、今後とも通勤通学のための駐車・駐輪需要が大きく見込まれる鉄道駅周辺については、計画的な駐車場・駐輪場の整備を進めていく。

#### ⑤ 鉄道、バス等の公共交通

JR仙石線とJR石巻線については、沿線市町の復興まちづくりとあわせた復旧・復興により、平成27年5月30日までに全線の運行が再開された。また、JR仙石線の石巻あゆみ野駅の整備や、東北本線への乗り入れ（仙石東北ライン）による仙台方面への所要時間短縮などにより利便性の向上が図られた。今後は、「パーク・アンド・ライド」等の実施により交通結節機能の強化を図る。

バスについては、今後の急速な人口減少・高齢社会の到来や地球環境負荷の削減に対応するため、持続可能でだれもが暮らしやすい都市構造への転換とこれと連携した公共交通ネットワークの維持・拡充などにより、高齢者でも出歩きやすい都市交通環境の形成を図る。

### 3) 主要な施設の整備目標

おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

#### □ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業（1/2）

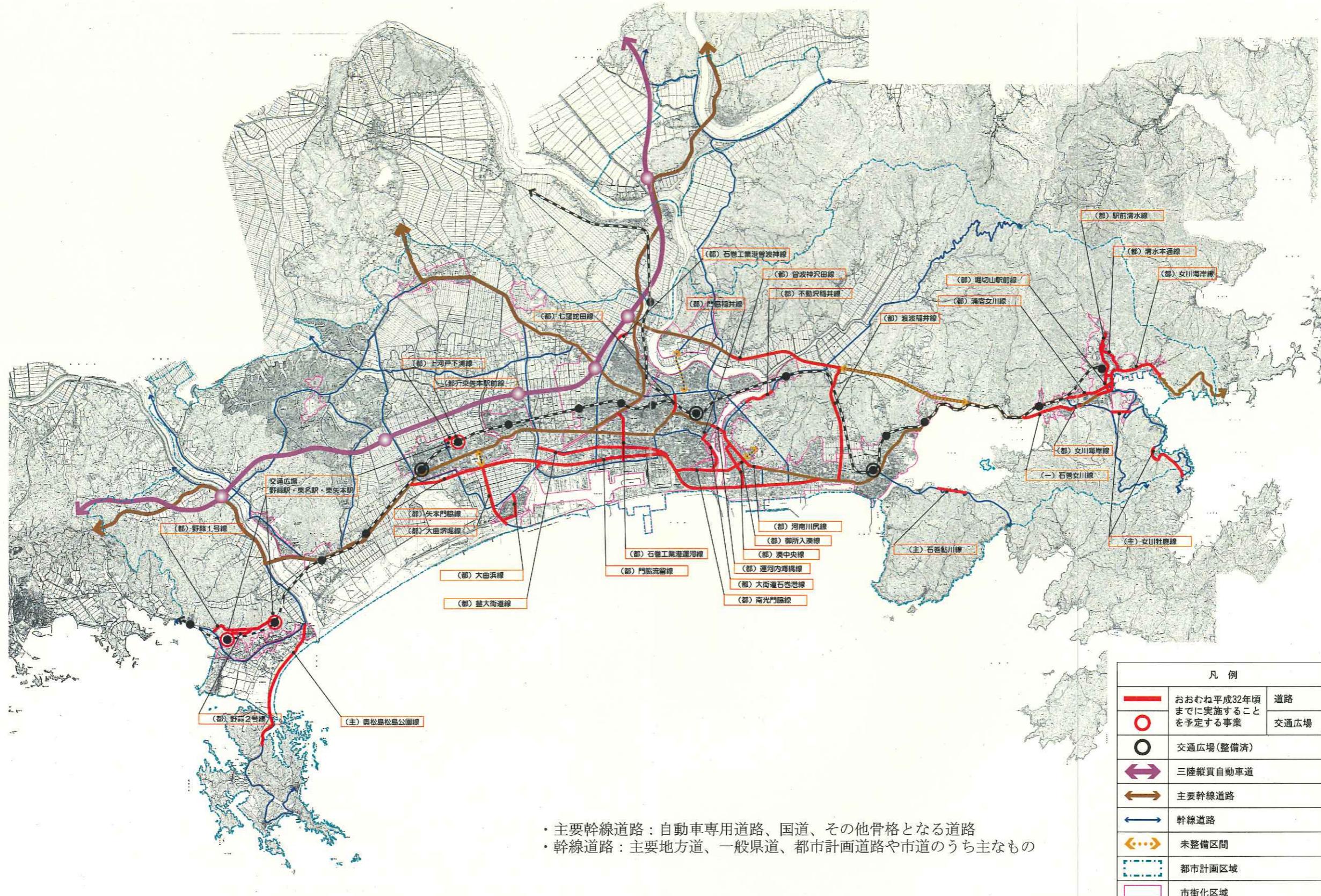
区分	名称	市町名	整備区間等	事業主体
道路 主 要 幹 線 道 路	(都) 河南川尻線 (国道398号)	石巻市	八幡町～湊	宮城県
	(都) 女川海岸線 (国道398号)	女川町	鶴神浜～ 石浜	宮城県
	(都) 浦宿女川線 (国道398号)	女川町	浦宿～女川	宮城県
	(都) 曾波神沢田線 (国道398号 石巻バイパスⅡ期)	石巻市	南境～ 大瓜沢田	宮城県
	(都) 門脇流留線 ((一) 石巻女川線)	石巻市	元明神～ 大街道東	宮城県
		石巻市	魚町	宮城県
	(都) 運河内海橋線 (国道398号)	石巻市	八幡町	宮城県

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業（2/2）

区分	名称	市町名	整備区間等	事業主体
道路 幹線道路	(都) 大街道石巻港線 ((主) 石巻港線)	石巻市	中央～門脇	宮城県
	(都) 渡波稲井線	石巻市	渡波～真野	石巻市
	(都) 石巻工業港曾波神線	石巻市	蛇田	石巻市
	(主) 石巻鮎川線	石巻市	渡波	宮城県
	(都) 石巻工業港運河線	石巻市	釜	石巻市
	(都) 不動沢稲井線 ((一) 石巻雄勝線)	石巻市	湊～井内	宮城県
	(都) 釜大街道線	石巻市	釜	石巻市
	(都) 七窪蛇田線	石巻市	中里	石巻市
	(都) 南光門脇線	石巻市	門脇	石巻市
	(都) 門脇稲井線	石巻市	中央	石巻市
	(都) 御所入湊線	石巻市	湊	石巻市
	(都) 湊中央線	石巻市	湊	石巻市
	(都) 矢本門脇線 ((一) 石巻工業港矢本線)	東松島市	矢本～門脇	宮城県
	(主) 奥松島松島公園線	東松島市	宮戸	宮城県
		東松島市	洲崎	宮城県
	(都) 大曲堺堀線	東松島市	大曲	東松島市
	(都) 野蒜 1 号線	東松島市	野蒜	東松島市
	(都) 野蒜 2 号線	東松島市	野蒜	東松島市
	(都) 上河戸下浦線	東松島市	東矢本	東松島市
	(都) 東矢本駅前線	東松島市	東矢本	東松島市
	(都) 大曲浜線	東松島市	大曲	東松島市
	(一) 石巻女川線	女川町	浦宿	宮城県
	(主) 女川牡鹿線	女川町	高白	宮城県
		女川町	小乗浜	宮城県

	(都) 堀切山駅前線	女川町	女川浜	女川町
	(都) 駅前清水線	女川町	女川浜	女川町
	(都) 清水本通線	女川町	女川浜	女川町
交通広場	(都) 野蒜2号線	東松島市	仙石線東名駅	東松島市
	(都) 野蒜1号線	東松島市	仙石線野蒜駅	東松島市
	(都) 東矢本駅前線	東松島市	仙石線 東矢本駅	東松島市

□ おむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業



## ② 下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

#### ア) 下水道及び河川・海岸の整備の方針

##### イ) 下水道

市街地、農山漁村等を含めた市町全域で効率的な汚水処理施設の整備をより一層推進するため、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備を行っていく。

また、被災した施設の早期復旧を図るとともに、確実で安定した下水処理を実施するため、老朽化施設や耐用年数が経過した施設を適切な時期に改築・更新するとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして大規模災害時にもその機能が発揮できるよう、施設の耐震化や代替処理機能の確保を図っていく。

雨水については、東北地方太平洋沖地震に伴う広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区もあるため、排水区域の見直しや新たな排水施設の整備などにより、総合的な対策を図っていく。

汚水については、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、特に人口及び産業の集積している地区や復興特区法の特例を活用して整備している新市街地などについて、整備手法の効率的な組み合わせにより重点的に整備を進めていく。

#### □ 下水道整備の基本方針

- 被災施設の復旧や老朽化施設の更新、及び施設の耐震化等を推進する
- 市街化の動向と十分に整合を図り、効率・効果的な施設整備を推進する
- 雨水については、広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区について、総合的な対策を図る
- 汚水については、人口・産業集積地区や新市街地について、重点的な整備を図る

#### □ 下水道処理計画

市町名	名 称	処理 区 名	下水道人口普及率 平成26年3月末
石巻市	流域関連公共下水道	北上川下流	60.6 %
	流域関連公共下水道	北上川下流東部	
東松島市	流域関連公共下水道	北上川下流	70.8 %
女川町	流域関連公共下水道	北上川下流東部	66.1 %

## ii) 河川・海岸

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、河川・海岸堤防も甚大な被害を受けたため、津波対策として、海岸部における防潮堤などの河川・海岸堤防整備とともに、広域地盤沈降により洪水の危険性が高まっている低平地部において堤防沈下戻し等を行うことにより、上下流一体となった総合的な河川・海岸整備を進めていく。

また、近年多発する自然災害への対策として、特に市街地中心部への影響が大きい中小河川については、その市街地整備と連携した治水対策事業などを重点的、効率的に推進し、安心で安全な地域づくりを進めるとともに、水質や豊かな水辺環境の保全に向けて水資源の確保、流水の正常な機能の維持などの河川環境保全を図っていく。

### □ 河川・海岸整備の基本方針

- 被災施設の復旧と津波対策、自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進する
- 市街地中心部を流れる中小河川について、その市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する。
- 水質や豊かな水辺環境の保全を図っていく

## iii) その他の都市施設

一般廃棄物の処理施設の整備に当たっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築を図っていく。

### i) 整備水準の目標

#### i) 下水道

公共下水道については、市街化区域及びその隣接する人口集積の高い集落について、処理可能となるよう目標を定める。

#### ii) 河川・海岸

河川・海岸については、津波対策や市街地中心部及び治水上の隘路箇所及び被害頻度の高い河川の整備を優先する。特に、治水対策については、必要性や緊急性を比較検討の上、整備効果が大きく5～10年で一定の効果が発揮される事業箇所について一連の区間を整備していく。

2) 主要な施設の整備目標

おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

**□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業**

種 別	名 称	市 町 名
下水道	北上川下流流域関連公共下水道	石巻市 東松島市
	北上川下流東部流域関連公共下水道	石巻市 女川町
河 川	鳴瀬川水系直轄河川改修事業	東松島市
	旧北上川水系直轄河川改修事業	石巻市
海 岸	北上川下流水系直轄河川改修事業	石巻市
	海岸施設災害復旧事業	石巻市 東松島市 女川町

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

震災前は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われたほかは、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。

震災後は、大津波により被災した市街地化区域や市街化区域に隣接する市街化調整区域において、復興特区法の特例を活用した土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、新市街地整備が行われている。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地への人口収容を図っていくとともに、居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討することにより、既存の都市基盤や義務教育施設等を前提とした集約型市街地の形成を図っていく。

#### ② 市街地整備の目標

おおむね平成32年頃までに、実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

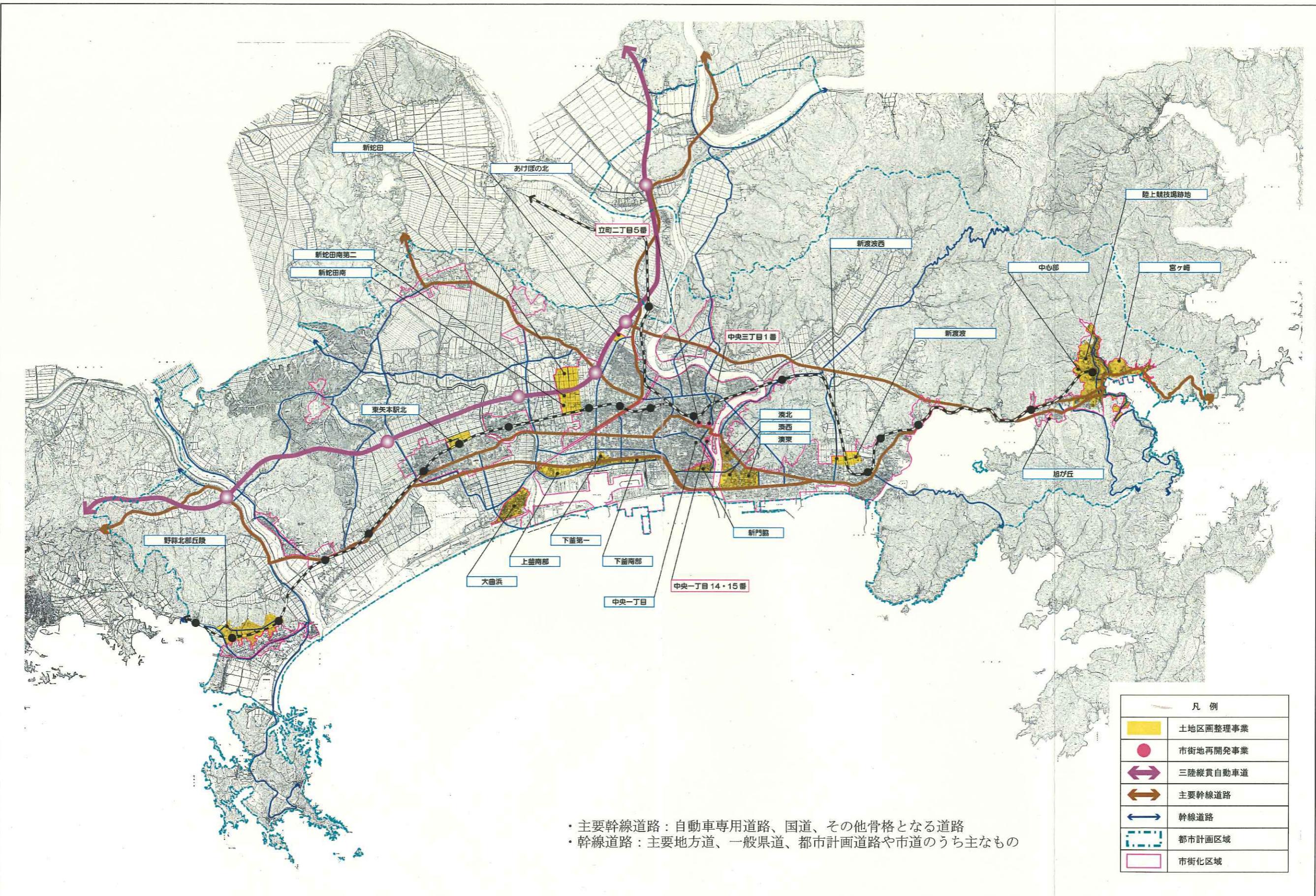
#### □ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業（1/2）

地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
新蛇田	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南第二	石巻市	土地区画整理事業	業務地	石巻市
あけぼの北	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波西	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
下釜第一	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
中央一丁目	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新門脇	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
湊東	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊北	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊西	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
上釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
下釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業（2/2）

地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
中央一丁目 14・ 15 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
中央三丁目 1 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
立町二丁目 5 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
野蒜北部丘陵	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
東矢本駅北	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
大曲浜	東松島市	土地区画整理事業	工業地	東松島市
中心部	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
宮ヶ崎	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
陸上競技場跡地	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業



#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

###### 1) 基本方針

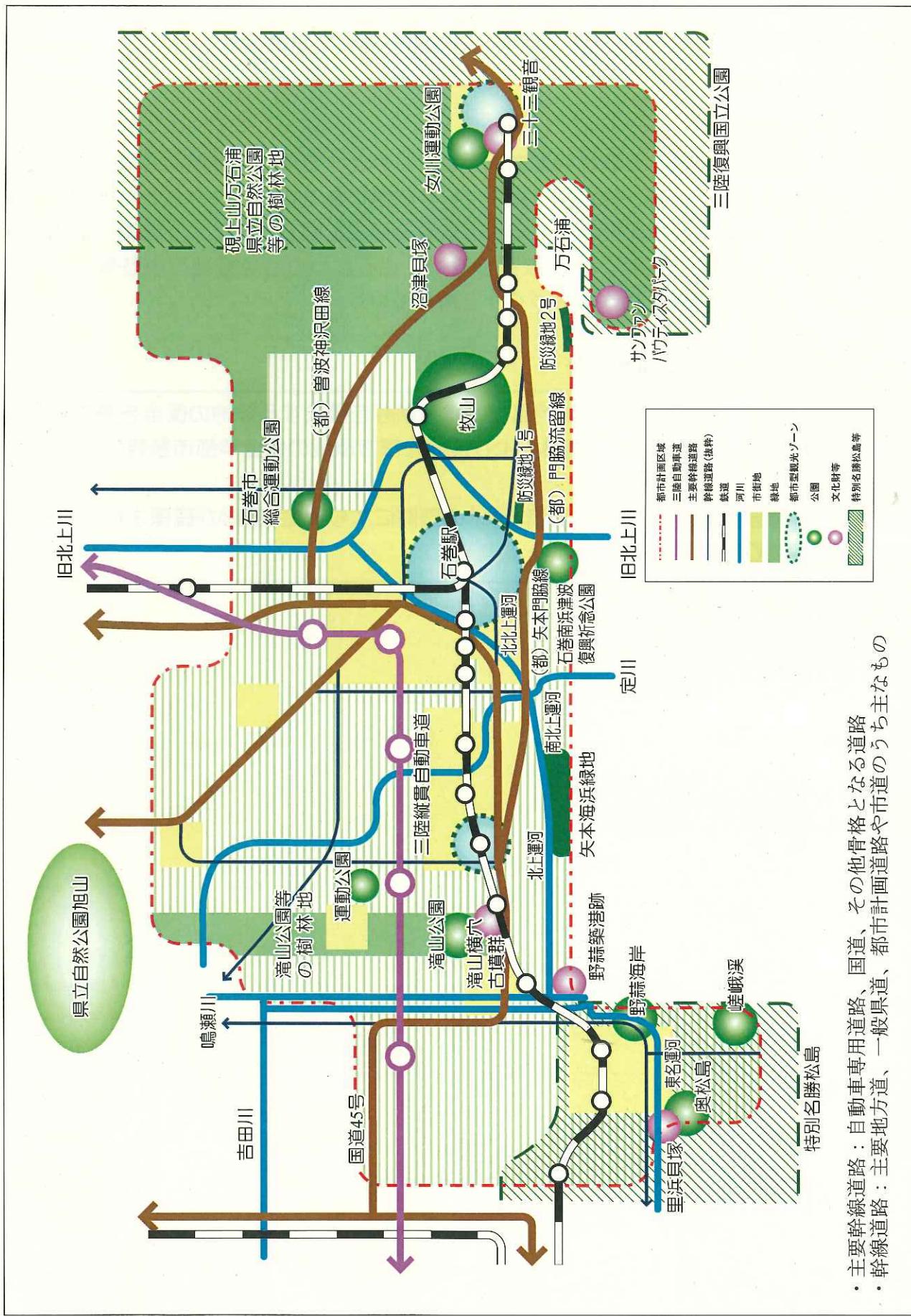
###### ア) 基本方針

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする優れた自然に恵まれている一方で、都市内の公園、緑地は不足している状態にあるため、これら公共空地の整備を行い、良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図ることにより快適な都市生活を支えていくとともに、津波被害を低減させるための防災緑地等の整備により、安全・安心が確保されるまちづくりを進めていく。

###### □ 自然的環境の基本方針

- 優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先する
- 公園、緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図る
- 津波災害を低減させる防災緑地の整備により安全・安心が確保されるまちづくりを進める

## □ 自然的環境の整備又は保全の方針



#### イ) 都市計画公園・緑地の確保目標水準

都市計画公園・緑地の整備水準の目標を次表のとおりとする。

#### □ 整備水準の目標（都市計画公園・緑地）

	基 準 年	平成 32 年
都市計画公園・緑地の供用面積	161.0 ha	320.0 ha

注) 基準年は平成25年3月末現在

基準年の面積=都市計画公園・緑地の供用済みの面積

目標年の面積=基準年の面積 + 都市計画決定し、供用予定の公園・緑地面積

#### 2) 主要な自然的環境の配置の方針

自然的環境の配置計画に当たっては、主として存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡ある配置を図る。

##### ア) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等を都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

##### イ) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の滝山横穴古墳群、女川町の三十三観音周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部のアメニティ軸を構成し、歴史的河川である東名運河、北上運河については、その景観等を保全するとともに、公園・緑地の整備等と連携し、周辺の自然環境に配慮した統一性のある整備を図っていく。

##### ウ) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備する際にもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の都市景観と、三陸復興国立公園の一部をなす女川町東部の海岸や、万石浦周辺の区域などの優れた景観を構成する市街地周辺の丘陵地等の保全を図っていく。

## エ) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町や周辺市町と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するほか、増大する海洋性観光レクリエーション需要に対応する拠点として万石浦等の海浜部やサン・ファン・パウティスタパークを活用し、親水空間の確保に配慮した緑地等快適で魅力ある空間の創造を図る。

また、本区域におけるスポーツ活動の拠点として、石巻市の総合運動公園整備を進めるとともに、これを機能的に補完するものとして東松島市、女川町の運動公園を位置づける。

さらに、海水浴場や野外活動の場として、震災前に県内外からの利用があった海岸や公園等については、施設や周辺地の復旧状況に合わせ、その利活用の検討を進めていく。

## オ) 防災系統

自然災害防止や被害低減のために、保安林などを積極的に保全していくほか、津波被害を低減させるための防災緑地や、避難場所・災害応急活動拠点としての防災公園や追悼・鎮魂の場を兼ね備えた防災公園の整備を進めていく。

また、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるほか、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地やオープンスペースとしての河川緑地の保全を図っていく。

### 3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

#### ア) 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の配置方針は次表のとおりとする。

#### □ 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び防災集団移転促進事業等を勘案し、適正な規模の公園用地の確保を図る。
総合公園	石巻南浜津波復興祈念公園の整備を図る。
運動公園	石巻市の総合運動公園整備を進め、東松島市、女川町の運動公園でこれを補完する。
広域公園	本区域全体を対象圏域とした広域公園として矢本海浜緑地を位置づけ、その整備、確保を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備、確保を図る。
その他	石巻市東部に防災緑地の整備を図る。また、定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

#### イ) 特別緑地保全地区等の指定方針

特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

#### □ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

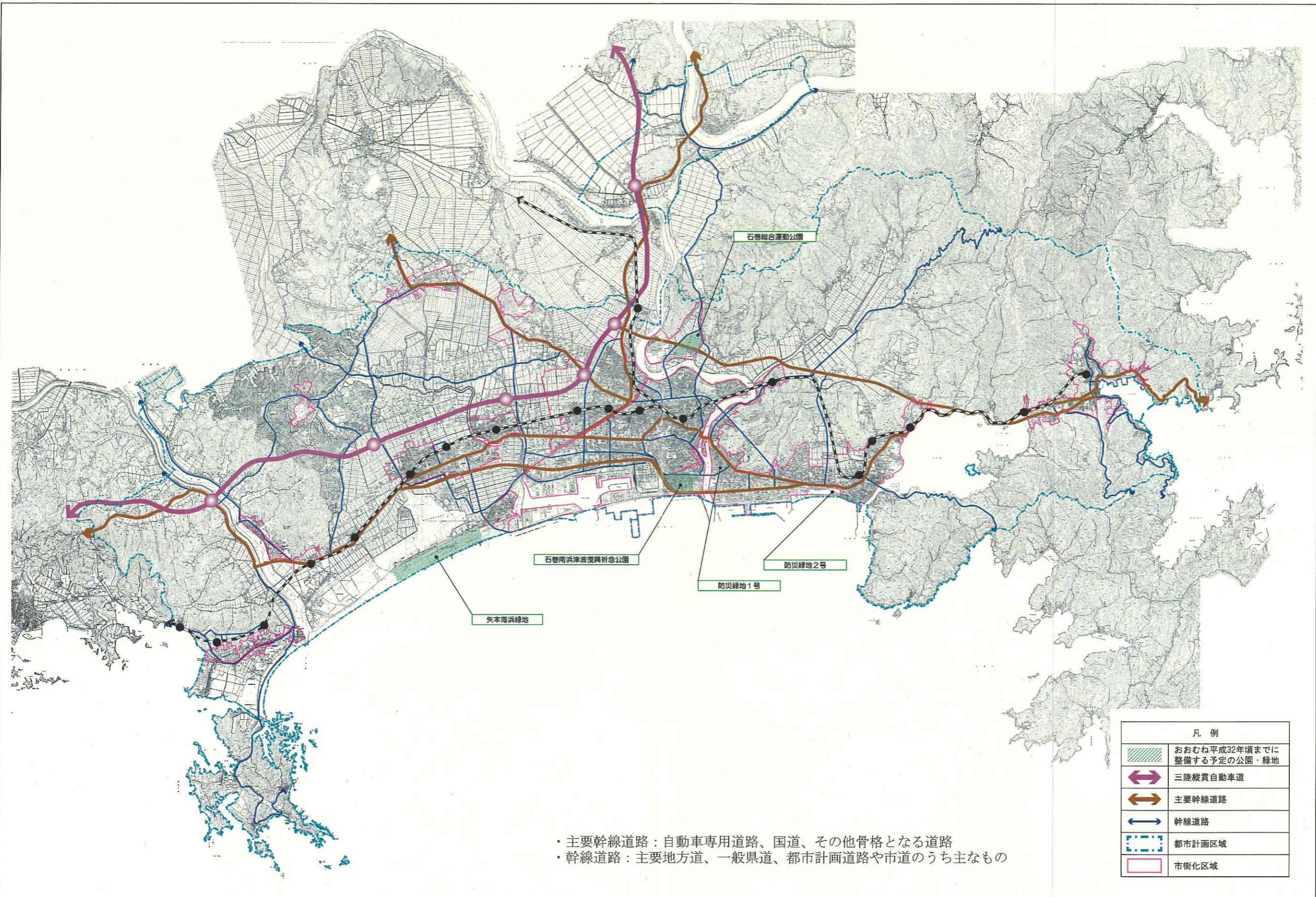
#### 4) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

#### □ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名
運動公園	石巻市総合運動公園（3工区）	石巻市
総合公園	石巻南浜津波復興祈念公園	//
特殊公園 (広域公園)	矢本海浜緑地	東松島市
防災緑地	防災緑地 1 号	石巻市
	防災緑地 2 号	//

□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業



## (5) 防災に関する都市計画の決定の方針

### ① 防災に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

#### 2) 地震・津波災害に対する方針

##### ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

津波による災害発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内について、津波が発生した場合でもその都市機能が維持されるよう、有すべき各機能に係る施設を一団の施設として整備していく。

また、津波発生時の拠点として、当該市街地が有している機能（住宅・業務・公益）を十分発揮できるよう努める。

#### □ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業

名称	市町名	事業主体
石巻駅周辺地区津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
須江地区内陸型産業用地津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
野蒜駅周辺地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
東矢本駅北地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
女川駅前地区津波復興拠点整備事業	女川町	女川町

#### イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、高盛土道路の三陸縦貫自動車道など広域幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が認識されたため、広域幹線道路網を中心とした防災機能を有する新たな広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

#### 3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な警報発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

□ 石巻広域都市計画区域マスタープラン 付図

